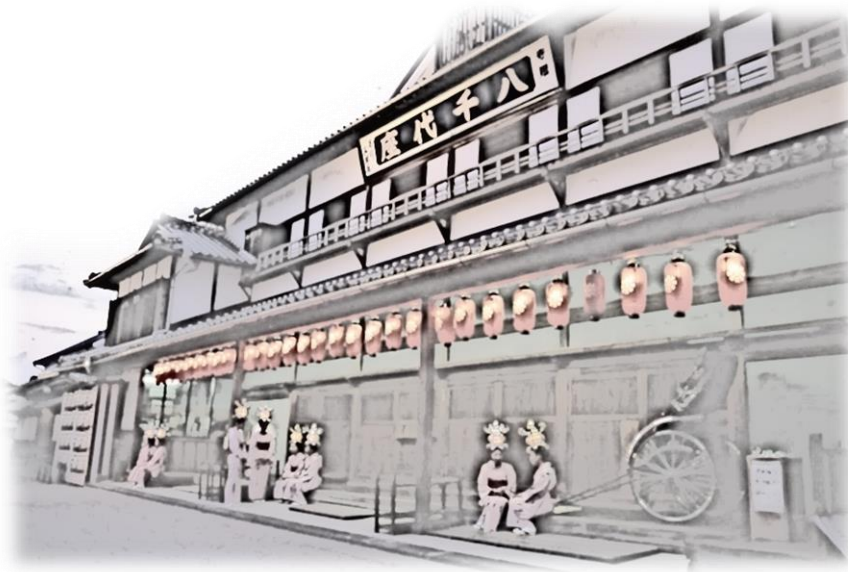


令和 8 年 山鹿市奨学資金要領



山鹿市教育委員会教育総務課

1 目的

経済的理由で修学困難な方に希望する教育の機会を与え、将来、社会に貢献できる人材の育成を目的とします。

2 貸与の種類

(1) 奨学金

修学（月々）に必要な費用を貸与するものです。

(2) 入学支度金

入学時に必要な費用を貸与するものです。

3 資格（要件）

奨学金の貸与を受けようとする方は、高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校（大学及び大学院にあっては海外の大学及び大学院を含み、専修学校にあっては高等課程又は専門課程に限る。）に在学する方で、入学支度金の貸与を受けようとする方は、前記の学校に入学することが確実に見込まれる方で、それぞれ次の要件を満たしている必要があります。

- ① 山鹿市に居住する方の被扶養者であること。
- ② 経済的な理由により、修学が困難であると認められること。
- ③ 学業成績が優秀であること。又は学校長の推薦があること。
- ④ 日本学生支援機構その他から、奨学金の貸与又は給付を受けていないこと。

4 貸与金額

(1) 奨学金

- ① 高等学校（高等専門学校第3学年までに在学する者を含む。）又は専修学校の高等課程に在学する者

- ・ 国公立・・・月額 20,000 円以内において市長がその奨学生の修学に必要なと認める額
- ・ 私立・・・月額 30,000 円以内において市長がその奨学生の修学に必要なと認める額

- ② 大学（高等専門学校第4学年以上に在学する者を含む。）、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者

- ・ 国公私立・・・月額 50,000 円以内において市長がその奨学生の修学に必要なと認める額

(2) 入学支度金（上記の学校への入学時に貸与を行う。）

- ・ 400,000 円以内において奨学生が希望する額

※ 奨学金と入学支度金は併用できますので、それぞれに申請してください。

5 貸与期間

(1) 奨学金

令和8年4月から在学する学校の修業年限まで

(2) 入学支度金

令和8年3月

6 奨学生の選考及び決定

(1) 山鹿市奨学生選考委員会において必要な調査及び審議を行い、奨学生を選考します。選考後は、意見書を教育委員会に送付します。

(2) 教育委員会は意見書を審査し、奨学生を決定します。決定後は、奨学生決定通知書を本人に通知します。

7 申請期間（受付時間は、平日の8：30～17：15）

(1) 奨学金

第1回 令和8年3月2日（月）から3月27日（金）まで

第2回 令和8年8月3日（月）から8月28日（金）まで

(2) 入学支度金

令和8年1月5日（月）から1月30日（金）まで

8 申請に必要な書類

(1) 奨学金

※③の書類が間に合わない場合は、申請時にお申し出ください(合否未確定の場合等)。

① 奨学生奨学金申請書（様式第1号）

② 奨学生推薦書（様式第2号）・・・在学又は出身校の学校長の推薦書等

申請する学年	在籍する学校長	出身学校長
第1学年	—	推薦書、成績証明書
第2学年以上	推薦書、成績証明書	—

③ 入学通知書、合格通知書又は在学証明書

④ 生計を同じくする世帯全員の住民票の写し

⑤ 生計を同じくする世帯全員の所得証明書

⑥ 連帯保証人の所得証明書

⑦ 口座振込依頼書

⑧ 調査等同意書

⑨ 奨学金貸与申請事前記入表

(2) 入学支度金

※③の書類が間に合わない場合は、申請時にお申し出ください(合否未確定の場合等)。

- ① 奨学生入学支度金申請書（様式第1号の2）
- ② 奨学生推薦書（様式第2号）・・・出身学校長の推薦書及び成績証明書
- ③ 入学通知書又は合格通知書など、学校に入学することを証明する書類
- ④ 生計を同じくする世帯全員の住民票の写し
- ⑤ 生計を同じくする世帯全員の所得証明書
- ⑥ 連帯保証人の所得証明書
- ⑦ 口座振込依頼書
- ⑧ 調査等同意書
- ⑨ 奨学金貸与申請事前記入表

【連帯保証人】

奨学生本人と連帯して返還責任を負うものです。

連帯保証人に変更が生じた場合、すぐに申し出てください。

※連帯保証人が死亡された場合、連帯保証債務は財産として相続されます。

9 提出先

山鹿市教育委員会 教育総務課（市役所4階）

住所：山鹿市山鹿987番地3 Tel0968-43-1396

※10分ほど面談と書類確認を行いますので、ご本人の同行をお願いします。

※来庁の際は、事前に日時等をご連絡ください。

10 その他

(1) 貸与について

- ① 貸与金は無利子です。
- ② 休学した時は、その期間、奨学金の貸付は停止します。
- ③ 資格要件に該当しなくなったとき、又は奨学生として適当でないと認められたときは奨学金の貸付を廃止します。
- ④ 他の奨学金・入学支度金の貸与を受ける際は、貸付を廃止します。

(2) 報告義務について（条例第11条）

在学期間中は、毎年定期に在学証明書を提出してください。

(3) 貸付金の返還について

- ① 奨学金の返還は、最終学校卒業の月の6か月後から、貸与を受けた期間の3倍以内の期間に、一括、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法になります。
- ② 入学支度金の返還は、最終学校卒業の月の6か月後から毎月1万円以上の返還で、一括、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法になります。
- ③ 奨学金返還金は次の奨学金の原資となりますので、必ず返還をお願いします。
返還を延滞された場合は、裁判所の手続きを経て回収を行っています。返還期限は必ず守ってください。

(4) その他詳細については、山鹿市奨学資金貸付条例及び山鹿市奨学資金貸付条例施行規則をよくお読みください。

奨学金は生徒・学生本人に貸し付け、生徒・学生本人が返還することになります。奨学金の貸付けを希望される方は、奨学金の申請条件、返還方法等を十分ご理解の上、申請を行ってください。